

調布市相談窓口一覧

子ども・家庭総合相談

日時 月～金曜（閉館日除く。土日祝日は要予約）
午前9時～午後5時
場所 子ども家庭支援センターすこやか（国領駅南側）
☎042-481-7731

法律相談（予約制）離婚・借金・労働等

日時 火曜・金曜（祝日、年末年始除く）午後1時～午後5時
第2土曜 午前9時～午後1時
場所 市役所2階 市民相談課 ☎042-481-7032

女性相談

電話相談 第1・2・3木曜（休館日、祝日除く）
午前10時～12時、午後1時～3時30分
面接相談（予約制）
女性の生きかた相談、女性のための法律相談
女性のヘルスケア相談
女性のための仕事&生活サポート相談
※日時はお問い合わせください
場所 市民プラザあくろす 男女共同参画推進センター
（国領駅北側）☎042-443-1213

健康相談

日時 月～金曜（祝日、年末年始除く）
午前8時30分～午後5時15分
場所 たづくり西館 保健センター ☎042-441-6081

教育相談（電話相談・匿名可）

日時 月～金曜（祝日、年末年始除く）
午前9時～午後6時
連絡先 教育相談所・電話相談 ☎042-481-7777

家庭相談（夫婦・親子など家庭生活上の問題）

日時 月曜（祝日、年末年始除く）
午後1時～午後4時（当日先着順）
場所 市役所2階 市民相談課 ☎042-481-7032

子ども・若者の相談（中学生～39歳）

日時 月～金曜（祝日、年末年始除く）
午前12時～午後8時 ※木曜のみ、午前9時～午後5時
場所 総合福祉センター（社会福祉協議会）☎042-452-8816

ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が18歳（児童に一定の障害がある場合は20歳）未満の子を扶養している家庭のことをいいます。

- 配偶者と離婚した場合
- 配偶者が死亡した場合
- 婚姻せずに育児をしている場合（事実婚除く）
- 配偶者が生死不明の場合
- 配偶者から1年以上遺棄されている場合
- 配偶者が法令により1年以上拘禁されている場合
- 配偶者からの暴力で裁判所からの保護命令が出た場合
- 配偶者に重度の障害がある場合

ひとり親家庭の相談の窓口 子ども家庭課相談係（市役所3階）

電話 042-481-7093 / 7095 / 7103
FAX 042-499-6101
E-mail katei@w2.city.chofu.tokyo.jp
日時 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

登録番号（刊行物番号）

2016-129

平成28年11月1日発行

発行：調布市子ども家庭課 調布市小島町2-35-1 ☎042-481-7093

印刷所 社会福祉法人新樹会 創造印刷

大切なお子さんと 明日に向かう あなたのために

離婚・死別・未婚そしてこれから



ひとり親家庭のみなさんへ
悩んだときは、ひとりで解決しようとせず、
相談してください。
きっと役に立つ情報が得られるはず…。

調布市
子ども生活部子ども家庭課

相談は、ひとり親家庭になる前から受けることができます。



婚姻せずに 育児ひとり親家庭になるとき

- 出産・育児について
- 認知や養育費について

離婚するにあたって決めておきたいこと

- 子どもの親権について
- 養育費の確保について
- 面会交流について
- 財産分与や慰謝料について



ひとり親家庭になったとき

- ひとり親家庭の手当や医療費助成について
- 仕事と育児の両立について
- 就労（求職・転職・資格取得など）について
- 住まい等について
- 母子及び父子福祉資金貸付について
- 生活全般について



離婚のことを
子どもにどうやって
伝えたらいいのかな。

ひとりで
子育て
できるかな…。

何を
どうしたらいいか、
まったく
わからない…。

突然、離婚を
切り出され、
どうしていいか
わからない。

働かなくちゃ
いけないけれど、
私に何ができるかな…。

養育費が
支払われなくなった！
どうしたらいいの？

保育士や
ホームヘルパーなど
資格を取るには
どうするの？



母子・父子 自立支援員

ひとり親家庭の方が抱えるいろいろな悩みごとの相談相手になり、課題解決のお手伝いをさせていただきます。専門の相談員がいます。



母子・父子 就労支援専門員

ひとり親家庭の方を対象に、就労に関する相談を専門の支援員がお受けします。